第十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第三号及び第五号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に関するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に関すること。

第六十三条中「五課」を「四課」に改め、「経済安全保障課」を削る。

第六十六条第五号中「次に掲げる」を「第一号イ及びロに掲げる事項に関する」に改め、「（ロに掲げる条約その他の国際約束にあっては、その実施に関するものであって紛争解決の処理に関するものに限る。）」を削り、イ及びロを削る。

第六十七条第五号中「（国際貿易課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第六十八条を削り、第二章第三節第九款中第六十九条を第六十八条とし、第七十条から第七十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第七十九条中「三課」を「四課」に、「経済条約課」を「経済条約課　経済紛争処理課」に改め、第二章第三節第十款中同条を第七十八条とする。

第八十条第二号中「条約課及び経済条約課並びに」を「他課及び」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十一条中「経済条約課及び」の下に「経済紛争処理課並びに」を加え、同条を第八十条とする。

第八十二条中「掲げる事務」の下に「（経済紛争処理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経済紛争処理課の所掌事務）

第八十二条　経済紛争処理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際法に係る外交政策に関すること（条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に関するものに限る。）に基づく紛争解決に関することに限る。）。

二　条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に関するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に関すること（国際法課の所掌に属するものを除く。）。

附則第二条中「第七十一条各号」を「第七十条各号」に改める。

附　則

この政令は、令和二年八月三日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○外務省令第十号

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）に基づき、並びに外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室）	（国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び新安全保障課題政策室）
第十二条　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室を置く。	**第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び新安全保障課題政策室を置く。
2～7　［略］	2～7　［同上］
8　経済安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	8　新安全保障課題政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
9　経済安全保障政策室に、室長を置く。	9　新安全保障課題政策室に、室長を置く。
（官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官）	（官民連携推進室及び企画官）
第三十四条　政策課に、官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官二人を置く。	**第三十四条**　政策課に、官民連携推進室及び企画官一人を置く。
2・3　［略］	2・3　［同上］
4　資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。	
二　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。	
三　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。	